

議案第 28 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 8 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項各号中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項各号中「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

付則に次の2項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

30 令和4年6月に支給する期末手当の額は、付則第23項及び第24項の規定にかかわらず、第21条第2項及び第3項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（この条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める算式により計算した額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 $A \times 15 / 127.5 - (B - A)$ （小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 再任用職員 $A \times 10 / 72.5 - (B - A)$ （小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

A 令和3年12月に支給された期末手当の額

B 付則第24項の規定を適用しないものとして算出した令和3年12月の期末手当の額

（給料の特例の適用除外）

31 令和4年4月から令和5年3月に支給する地域手当、期末手当及び勤勉手当並びに令和4年5月から令和5年4月に支給する時間外勤務手当の算定の基礎となる給料については、付則第24項の規定を適用しないものとする。

別表第1の2（その1）7級の項第3号中「次長」の次に「、担当次長」を加え

る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の2（その1）7級の項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和31年三田町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の222.5」を「100分の215」に改める。

付則に次の1項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 令和4年6月に支給する期末手当の額は、付則第2項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に定める算式により計算した額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額（調整額が負の値となるときは、減じない。）とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

$A \times 15 / 222.5 - (B - A)$ （小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

A 令和3年12月に支給された期末手当の額

B 付則第2項の規定を適用しないものとして算出した令和3年12月の期末手当の額

(三田市議会議員報酬等に関する条例の一部改正)

- 3 三田市議会議員報酬等に関する条例（昭和31年三田町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の222.5」を「100分の215」に改める。

付則に次の２項を加える。

(令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 令和４年６月に支給する期末手当の額は、付則第３項の規定にかかわらず、第６条第２項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に定める算式により計算した額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

$A \times 15 / 222.5 - (B - A)$ （小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

A 令和３年１２月に支給された期末手当の額

B 付則第３項の規定を適用しないものとして算出した令和３年１２月の期末手当の額

(議員報酬の額の特例の適用除外)

- 5 令和４年４月から令和５年３月に支給する期末手当の算定の基礎となる議員報酬の額については、付則第３項の規定を適用しないものとする。

(三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 4 三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年三田市条例第１４号)の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に改める。